野獣の男	同右	同右	同右	同右
夏（「四季」より）	同右	同右	同右	同右
農民の婚礼の踊り	同右	同右	同右	同右
愚者の祭り	同右	同右	同右	同右
金銭の戦い	同右	同右	同右	同右
バベルの塔	同右	同右	同右	同右
コロッセウムの眺め	同右	同右	同右	同右
ローマのコロッセウム	同右	同右	同右	同右
バベルの塔の破壊と人々の離散	同右	同右	同右	同右
四大ラテン教父：聖アンブロシウス	同右	同右	同右	同右
四大ラテン教父：聖グレゴリウス	同右	同右	同右	同右
四大ラテン教父：聖アウグスティヌス	同右	同右	同右	同右
四大ラテン教父：聖ヒエロニムス	同右	同右	同右	同右
下、十字架を担うキリスト、磔刑、十字架降下、埋葬のある三連祭壇画	同右	同右	同右	同右
跪く使徒	同右	同右	同右	同右
跪くヨセフ	同右	同右	同右	同右
ニコデモ	同右	同右	同右	同右
アリマタヤのヨセフもしくはニコデモ	同右	同右	同右	同右
受胎告知の聖母	同右	同右	同右	同右
アレクサンドリアの聖カタリナの論争	同右	同右	同右	同右

○厚生労働省告示第六十八号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（平成二十四年厚生労働省告示第百四十八号）の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月九日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業を営む飲食店営業をいう。以下同じ。）及び喫茶店営業の営業者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規則に的確に対応しつつ、現下の諸課題に適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者及び組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。

第一　飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況

一　飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向

飲食店営業の許可を受けた施設数は全国で1,424,920施設（平成28年３月末現在）、喫茶店営業の許可を受けた施設数は全国で220,138施設（平成28年３月末現在）であり、10年前（平成18年３月末）と比較してそれぞれ78,539施設の減、68,950施設の減となっている。平成24年度から平成27年度までの営業許可・使用確認新規件数は飲食店営業で650,828施設、喫茶店営業91,324施設、平成24年度から平成27年度までの営業廃止・営業取消件数は飲食店営業で654,530施設、喫茶店営業135,763施設といずれも営業廃止・営業取消件数が営業許可・使用確認新規件数を上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」による。）。

一般飲食業では、従業者数５人未満の零細事業者が13.1％、経営者の年齢が60歳から69歳の割合が36.9％、経営者の年齢が70歳以上の割合が17.6％で、経営者の年齢が60歳以上の割合が54.5％となっている。